

相模原市介護サービス事業者等における事故に係る報告取扱要領

1 根拠

この要領は、次に掲げる基準等に基づき、事故に係る報告について規定するものとする。

(1) 介護保険法の規定に基づく基準等

相模原市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年相模原市条例第13号)、相模原市指定通所介護事業所等の設備を利用し宿泊サービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針(平成27年7月1日施行)、相模原市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問介護相当サービス等の事業に係る人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱(平成28年4月1日施行)、相模原市介護予防・日常生活支援総合事業における基準緩和訪問型サービス等の事業に係る人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱(平成28年4月1日施行)及び相模原市介護予防・日常生活支援総合事業における共生型訪問介護相当サービス等の事業に係る人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱(平成30年4月1日施行)

(2) 老人福祉法等の規定に基づく基準等

相模原市老人福祉法等に基づく施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成31年相模原市条例第12号)及び相模原市有料老人ホーム設置運営指導指針(平成24年4月1日施行)

2 対象事業者及びサービス

報告の対象となる事業者及びサービスは、次のとおりとする。

(1) 対象事業者

介護サービス事業者、基準該当居宅サービス又は基準該当介護予防サービスを行う事業者、養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム

(2) 対象サービス

「1 根拠」に掲げる基準等に基づき提供するサービス及び事業者が利用者の便宜を図るために提供するサービス

3 範囲

報告すべき事故の範囲は、事業者の過失の有無を問わず、次のとおりとする。

(1) 利用者が受傷又は死亡に至る事故の発生

①受傷の程度は、医療機関(配置医師を含む。)に受診した場合を原則とする。

②利用者が事故発生直後に死亡した場合、又は事故発生(事故の報告の有無は問わない。)からある程度の期間を経て死亡した場合。

③利用者が病気等により死亡しても、死因等に疑義がある場合。

(2) 誤薬の発生

利用者に医師の処方内容のとおり薬を投与せず、医師(配置医師を含む。)の診察又は指

示を受けた場合。(利用者の体調に異変がない場合も含む。)

(3) 食中毒及び感染症(インフルエンザ、感染性胃腸炎等の感染症法の対象となるもの)の発生

食中毒及び感染症について、サービスの提供に関連して発生した場合又は発生が疑われる場合であって、次のいずれかに該当する場合。なお、これらについて関連する法に定める届出義務がある場合は、これに従うこと。

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合。

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合。

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に事業者等が報告を必要と判断した場合。

(4) 職員(従業者)の法令違反及び不祥事等の発生

利用者の処遇に影響がある場合。(例:利用者に対する虐待、利用者からの預かり金の横領、個人情報の紛失等)

(5) サービス提供中に、利用者の所在が不明となったとき。

(6) 前各号に定めるもののほか、相模原市長が特に事業者等に報告を求める事故が発生した場合。

4 様式

報告の際に使用する様式は、別紙「介護サービス事業者等 事故報告書」とする。

5 手順

事業者は、次の規定に従って報告するものとする。

(1) 事故発生後、事業者は家族等への連絡も含め必要な対応を行うとともに、速やかに「6 報告先」へ電話により報告すること。ただし、事故の状況から重大性がないと管理者が判断した場合(3 範囲「(3) 食中毒及び感染症(インフルエンザ、感染性胃腸炎等の感染症法の対象となるもの)の発生」及び「(4) 職員(従業者)の法令違反及び不祥事等の発生」の場合は除く。)は、電話による報告を省略することができる。

(2) 事故発生日から5日以内に、「4 様式」に規定する介護サービス事業者等事故報告書(以下「事故報告書」という。)を「6 報告先」へ提出すること。(第一報)

(3) 事故発生日から5日以内に事故の対応(事故の原因分析及び再発防止に向けての取り組みまで)が完了しないものについては、事故報告書を提出した後も適宜、状況を電話により報告するとともに、事故の対応が完了した時点で再度、事故報告書を提出すること。(最終報告)

(4) 事業者は、本市、被保険者の属する保険者(保険者が本市以外の場合)及び利用者(家族を含む。)と事故の事実関係を共有できるようにし、利用者に対しては事故報告書の控えを積極的に開示し、求めに応じて交付すること。

6 報告先

事業者は、「3 範囲」で規定する事故が発生した場合、「5 手順」により次の両者に報告すること。ただし、(1)、(2)が同一である場合は(1)のみでよい。

- (1) 相模原市 福祉基盤課
- (2) 被保険者の属する保険者

7 本市の対応

必要に応じて、事業者への調査及び指導を行うとともに、利用者に対して事実確認等を行うものとする。

附 則

この要領は、平成19年7月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。